

中標津町立学校における「新しい生活様式 Ver.8」

(2023.4.1 中標津町教育委員会)

～保護者の皆様へ～

町内における新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した時期もありましたが、現在は比較的安定した状態が続いており、保護者の皆様に多大なご協力をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

さて、4月1日より新しい衛生管理マニュアルが施行されましたので、以下の通り感染症対策を実施してまいります。尚、この対応は特段何もなければ、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する5月7日までとします。今後ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年4月1日

中標津町教育委員会 教育長 山田 康 司

1 基本的な対策

①登校前の検温と健康観察を継続します。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校させないようにお願いいたします。

②マスクの着用を求めないことが基本となります。

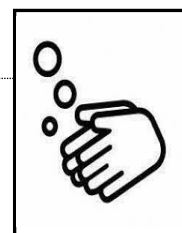
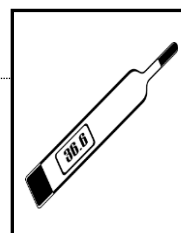
ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒についても、着用が推奨されます。

また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかったりする人もいますので、それらの人たちの気持ちについて考えるなど、差別や偏見を防止しましょう。

③手洗いは、流水と石けんで、こまめに、ていねいに（30秒程度）を行います。

④消毒は、大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回程度行います。

・消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により抵抗力を高め、手洗いを徹底することが重要です。



2 教育活動

①教室等の換気を引き続き行います。

②場面に応じて児童生徒等の身体的距離を、可能な限り確保します。

教室内の座席、整列時など、各校の状況・環境に合わせて、可能な限り間隔をあけます。

③感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、児童生徒等が対面とならないような形、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、一定の感染対策を講じます。

■集会活動等…集会活動・行事については、感染状況を踏まえその目的を明確にし、「こまめな換気」「身体的距離の確保」といった感染対策を講じる等、開催方法を工夫した上で、実施します。

■授業参観等…保護者の方が参加する授業参観等は、感染状況を踏まえて実施します。

■教科の活動…感染リスクが高いとされている各教科における対話的な活動、音楽の合唱や器楽、理科の実験、家庭科等の調理実習、図工・美術等の共同制作などは「こまめな換気」「少人数グループでの実施」「大声での発声を控える」「実施後の手洗い」等の対策を講じた上で、実施します。

■給食…食事の前後の手洗いを徹底し、「こまめな換気」「机の配置の工夫（向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する。）」「大声での会話を控える」等の感染対策を講じます。

■部活動…地域の感染状況も踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、実施します。（※少年団も部活動に準じます。）

※以上の点に留意しながら「学びの保障」を進めていきます。

※今後の状況によっては変更する場合があります。その際は改めて連絡いたします。



密集回避

密室回避

密接回避

3 感染症の学習

- ①子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、自分から感染リスクを避けることができるよう指導します。
- ②差別や偏見のない適切な行動をとることができるよう指導します。
- ③身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスのとれた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活ができるように指導します。

4 出席停止等の取扱い

- ①児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合
- ②児童生徒が濃厚接触者に特定された場合（同居する家族の感染が確認された）
※濃厚接触者に特定された場合の待機期間（出席停止）については、感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遠い日の翌日から5日間を基本とします。
- ③児童生徒が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた場合
- ④児童生徒がPCR検査または抗原検査を受けることとなった場合（濃厚接触者を除く）
※民間検査や保険適用外の検査を除く。
- ⑤児童生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状等がみられる場合
- ⑥保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由であると校長が判断した場合

5 学校で感染者が発生した場合

学校内で感染者が出た場合、学校と教育委員会が協議し、次の手順で学校閉鎖等の判断をします。

- ①感染者と接触者の活動状況等に応じて、感染の可能性がある児童生徒、教職員をリストアップします。
《リストアップの基準》
感染者と手で触れることのできる距離（目安として1m）で、15分以上、感染者と飲食や会話等の接触があった場合。
- ②リストアップされた児童生徒・教職員に対し、感染の可能性があるため、外出自粛や健康観察の協力を依頼します。
- ③学校と教育委員会が協議し、臨時休業の必要性、範囲、期間等を決定します。
※必要に応じて保健所や医療機関等に助言を求める。

6 その他

- ①子どもが感染、濃厚接触者となった場合は「判明期日・現在の健康状態・保健所等の指示内容・発症日2日前以降の行動履歴」を学校に連絡してください。
ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取り扱いに万全を期してまいります。
- ②町内、校内で感染者が出た場合は、国・北海道の方針に従い、町として対応します。
- ③不安を感じたら相談してください。
新型コロナウイルスに関する不安や悩みが生じた場合は、学校・教育委員会、北海道教育委員会「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)に相談してください。

